



平成 20 年 6 月 30 日

各 位

所 在 地 大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番 23 号
会 社 名 フ ジ 住 宅 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 今 井 光 郎
(コード番号 8860 東証・大証第一部)
問合せ先 常 務 取 締 役 山 田 正 明
(TEL 072-437-9010)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 25 日開催の当社第 35 回定時株主総会において承認可決されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、平成 20 年 6 月 30 日開催の取締役会において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、及び従業員に対し、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起すること並びに今後の優秀な人材確保のために使用すること及び監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の名称

フジ住宅株式会社第 3 回新株予約権

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の割当日

平成 20 年 7 月 31 日

5. 新株予約権の行使請求受付場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求の受付場所

当社本社人事室

(またはその時々における当該業務担当部署)

(2) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

住友信託銀行株式会社本店営業部 大阪府中央区北浜 4 丁目 5 番 33 号

(またはその時々における当該銀行の継承銀行もしくは当該支店の継承部店)

6. 新株予約権の割当対象者

当社取締役	5 名	当社監査役	3 名	当社従業員	379 名
当社子会社取締役	1 名	当社子会社従業員	84 名		

7. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 879,000 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1 株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

1,758 個とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は 200 個、当社監査役（社外監査役も含む）が付与する新株予約権は 30 個とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、500 株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）もしくは 387 円を下回る場合は、割当日の終値と 387 円のいずれか高い価格とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要しない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合に限る。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
 - ③ その他新株予約権の行使の条件は、平成20年7月31日に当社と割当者との間で締結予定の「新株予約権割当契約書」に定める。
- (7) 新株予約権の取得の条件
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権の公正価額の算定方法
- 新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(ご参考)	定時株主総会付議のための取締役会	平成20年5月7日
	定時株主総会の決議日	平成20年6月25日

以 上